

2022年12月7日

各位

会社名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 秀成
(コード番号: 7116 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
(TEL 076-291-4000)

株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2022年11月21日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による売出し等につきましては、ブックビルディングの仮条件等が未定でありましたが、2022年12月7日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 仮条件 1,600円から1,700円
- (2) 売出価格及び引受価額 売出価格は、上記仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2022年12月16日(売出価格決定日)に決定されます。
並びに売出株式数 当該仮条件が今後変更される場合は、その変更の承認について当社代表取締役社長に一任します。また、売出株式数についても今後変更される可能性があります。その変更の承認についても当社代表取締役社長に一任します。
売出価格及び引受価額の承認についても、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 仮条件の決定理由 上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 708,600株
② オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限106,200株
- (2) 需要の申告期間 2022年12月9日(金曜日)から
2022年12月15日(木曜日)まで
- (3) 価格決定日 2022年12月16日(金曜日)
(売出価格は、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 2022年12月19日(月曜日)から
2022年12月22日(木曜日)まで
- (5) 株式受渡期日 2022年12月26日(月曜日)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が106,200株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である岩本秀成（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、106,200株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2023年1月20日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2022年12月26日（上場日）から2023年1月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である岩本秀成並びに売出人である前田憲司、隈田佳孝、IWAMOTO アセットマネジメント株式会社及び多賀勝用は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2023年6月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することを除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。